

外国人市民に対する生活支援ガイドライン

南丹市国際交流協会

1. 目的

我が国で生活する外国人は、言語の不自由さに加えて地域社会との関係はまだ希薄であり、生活のあらゆる場面でさまざまな暮らしにくさを体験する状況におかれています。

南丹市が策定した最上位計画である総合振興計画では、「つながりのあるまちづくり」として「相互に理解し合って暮らす。在住外国人が快適に暮らせる生活環境の整備に努めます」と共生社会をつくっていくことをうたっています。

当協会においてもこの実現のために必要な生活上の支援を行っていくこととし、このうち人的支援に関して本ガイドラインを定めます。

2. 対象の外国人

本ガイドラインの対象外国人は以下の通りとします。

- ①市内に居住する外国人
- ②市内で学び、あるいは働く外国人
- ③市外から何らかの形で南丹市に関わる外国人

3. 対象とする支援依頼者

本ガイドラインの対象になる支援依頼者は以下の通りとします。

- ①市役所、学校、医療機関などの公的機関
- ②外国人本人もしくは外国人世帯員
- ③公的役職を持った外国人支援者

4. 対象とする支援内容

本ガイドラインの対象になる支援内容は以下の通りとします。

- ①医療
ただし、医療機関からの医療的通訳は含みません。
- ②日本語
- ③教育
- ④福祉
- ⑤子育て
- ⑥公的機関への手続き
- ⑦その他必要な内容

外国人の趣味嗜好や買い物に関わる内容は対象外とします。

5. 報酬および経費負担

- ①支援依頼者で負担ができる場合はお願いする。
- ②できない場合は協会で負担する。
 - ア 協会会員は、基本的に実費（公共交通機関・ガソリン代）のみ。
 - イ 協会が依頼した方には、実費と日当（時間）を支払う。
- ③以上、当面予算の範囲内で対応していく。

6. 支援フロー

- ①依頼の申し込み（電話、口頭、メール等、方法は問わない）
 - ②必要に応じて、依頼内容の確認を行う。
 - ③依頼内容の妥当性と対応の可能性を判断し、可否を回答する。
 - ④可の場合、支援依頼者から依頼書（別紙）を受領する。
 - ⑤必要であれば、協会のほかに支援者を立てる。
支援内容により、協会として複数対応も検討する。
 - ⑥⑤の支援者とともに支援を実行する。
 - ⑦支援現場に直接関わった協会会員は、すみやかに報告書（別紙）を協会に提出する。
 - ⑧経費の支払いがある場合、支払いを行う。
- ※ ③と⑤の判断は、会長か生活支援委員長が行う。

7. 本ガイドラインの適用始期

令和2年8月1日より適用する。